

西宮市生活困窮者自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者自立支援制度の円滑な施行を図り、生活困窮者に対して困窮状態からの早期脱却を図るため、本人の置かれた状況に応じた就労その他の自立に関する相談支援を包括的かつ継続的に行うことを目的とし、西宮市が実施する生活困窮者自立支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市（以下「市」という。）とする。市は自ら事業を実施するほか、市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を適正な運営が確保できるものと認められる団体への委託により実施することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 自立相談支援事業

①生活困窮者の相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状況にあった支援計画の作成等を行う。また、必要な支援を総合調整し、その効果を評価・確認しながら相談者の自立までを包括的・継続的に支える。

②複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う。

(2) 住居確保給付金の支給

離職により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある人を対象に、就職活動を支えるために家賃相当額を有期で支給する。（支給額は別に定める。）

(3) 就労準備支援事業

①就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。

②上記①における支援を実施しても一般就労に就くことが困難な者に対し、支援付きの就労の機会を提供する就労訓練事業を行う事業者の育成支援を行う。

(4) 学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を実施し、学力の向上、高校進学等を支援する。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定される生活困窮者であって、市内に在住する者とする。

(職員の配置)

第5条 本事業の実施にあたっては、自立相談支援を実施する窓口を勤労会館に開設し、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を配置する。主任相談支援員等は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りではない。）

(実施方法)

第6条 本事業の実施においては、次の要件を満たし、生活困窮者自立支援制度の趣旨を理解し、適切な実施が期待できると認められる法人格を有する民間団体（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部（ただし、支援決定等市が直接行うこととされている事務を除く。）を委託して実施する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 西宮市発注の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 過去において官公庁等から就労支援事業の受託実績があること。

(費用の負担)

第7条 本事業による支援を受けるための費用は、無料とする。ただし、窓口や関係機関までの交通費（駐輪場代等を含む。）、各種手続に必要な証明書代、写真代等の実費その他本事業の対象者が負担すべきことが適当と思われる費用は、当該者の負担とする。

(実施上の留意事項)

第8条 本事業の実施においては、委託事業者と個人情報の個人情報の適切な管理に十分に配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努め、業務上知り得た情報を漏洩することのないように努める。

支援開始にあたり、関係機関の間で情報共有を行うことについて支援対象者から同意を得て実施するものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。